民間能力等活用手法の比較

総務部行政改革課

	県 直 営	指定管理者制度	th 는 you 는 years 는 시 보니다
		• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	地方独立行政法人制度
仕	県自らが、公務員によって事	地方公共団体が設置した公の	地方公共団体とは別法人格を
組	務事業を実施する	施設を、原則公募で選ばれた	有する組織が公共サービスを
み		民間事業者等が管理する	提供する
根	地方自治法、個別法、条例ほ	地方自治法第 244 条~第 244	地方独立行政法人法
拠	か	条の4	(平成 16 年 4 月施行)
法		(平成 15 年 9 月施行)	
	住民の福祉の増進を図るため	公の施設の管理運営	公共上の見地から確実な実施
	の地域における事務一般		が必要な事務・事業のうち、
			地方公共団体自身が直接実施
	<アウトソーシングに適さない	<公の施設とは>	する必要はないものの、民間
対	とされる業務 >	住民の福祉を増進する目的を	では確実な実施が確保できな
	・法令等により行政自らが実行	もって、その利用に供するた	いおそれがあるもの
	すべきものとされている業務	め地方公共団体が設置する施	試験研究機関
	・相当程度の裁量を行使するこ とが必要な業務	設	大学
4	・公の意思の形成に深く関わる	(文化施設、公園、公営住宅	公営企業(水道、病院等)
象	業務	等)	社会福祉施設(保育所 等)
	・住民の権利義務に深く関わる		政令で定めるもの
	業務		(介護老人保健施設 等)
	・利害対立が激しく、公平な審		
	査・判断が必要とされる業務 長期雇用されている公務員に	 ・民間事業者等の有する能	・効果的・効率的な公共サー
	よる安定的・継続的な事業の	大間事業有等の行りる能	ビスの提供
	実施	・公共サービスの質向上	・法人の創意工夫を活かした
効	文 旭	・経費削減	機動的で柔軟な対応
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		注意的观	
			・目標による業務管理 ・適正な業務実績の評価
果			・遺匠な業務美額の評価・業績主義の人事管理・
			・財務運営の弾力化等 ・積極的な情報公開
	 ・地方公共団体の組織の一部	│ ・公募により優れた指定管理	・当該施設を地方公共団体か
	として、人事・予算等が全	・公券により優れた指定官項 者の選定が可能	
	として、八争・丁昇寺が主 体の中で管理される		ら分離・独立した地方独立 に対は 1 に移管して、は 1
特	体の中で管理される ・行政自らが実施すべき又は	│・複数年にわたる指定が可能 │・利用料金制度を採用する	行政法人に移管して、法人 自らの責任により管理
		│・利用科並制度を採用する │ ことが可能	
徴	実施すべきと考えられる業 務、アウトソーシングに適	ことかり能 ・民間事業者にとっては、少	・地方公共団体は、中期目標 を設定
	務、アワトソーシノグに週 さない業務及び民間等に受	・氏向事業有にこうでは、少 ない初期投資で事業を開始	で設定 ・中長期的には経費節減効果
	け皿がない業務等を実施	ない別期投員で事業を開始 できる	・中長期的には経質即減効素 が期待できる
	・行政のスリム化	・管理の最終責任はあくまで	・法人の設立、廃止は、地方
制		・官理の取終員任はのくまで も設置した地方公共団体に	
	・極めて厳しい財政状況 ・アウトソーシングした場	も設直しに地方公共凶体に ある	公共団体に最終責任
度			・民間の受け皿がないケース
導	合、現在当該業務に従事し	・応募する民間事業者が必要	では有力な選択肢
入	ている職員の処遇	・地域特有の事情、施設の性格を含まる	・法人の設立に経費・労力が 必要
の		格を踏まえた委託範囲の設定を要求者の選定等	必要 、公昌の人供费・証価禾昌へ
留		定、事業者の選定等	・役員の人件費、評価委員会
意		・従前管理委託していた外郭	の運営費等新たなランニン
		団体の取り扱い	グコストが必要
点			・小規模な機関の法人化は費
等			用対効果と併せた検討が必
			要